

## 基礎・境界ソサイエティ表彰に関する規程

(平成 13 年 3 月 22 日 制定 )

(平成 19 年 9 月 11 日一部改正)

(平成 20 年 6 月 20 日一部改正)

(平成 21 年 6 月 12 日一部改正)

(平成 22 年 6 月 28 日一部改正)

(平成 24 年 4 月 6 日 一部改正)

(平成 24 年 12 月 6 日一部改正)

(平成 27 年 4 月 16 日一部改正)

(平成 28 年 6 月 27 日一部改正)

(令和 6 年 4 月 21 日一部改正)

(趣旨)

第 1 条 基礎・境界ソサイエティにおける各種の活動において、電子情報通信学会の会員、非会員を問わずソサイエティに多大なる貢献をした個人もしくは団体を表彰することを目的として本規程を定める。

(審議委員会)

第 2 条 被表彰候補者を決定するために審議委員会を設置する。審議委員会のメンバーは基礎・境界ソサイエティの会長、次期会長、ソサイエティ編集長、副会長、論文誌編集委員長、論文誌副編集委員長、ソサイエティ誌編集委員長、庶務幹事（2 名）とする。

(被表彰者の決定)

第 3 条 審議委員会の結論にもとづき、基礎・境界ソサイエティの会長が被表彰者を決定し、選定の理由とともに運営委員会に報告する。

(授与方法)

第 4 条 ソサイエティ大会または運営委員会の席上で、基礎・境界ソサイエティの会長より表彰状を贈呈する。

(表彰の種類等)

第 5 条 表彰の種類、表彰対象者、賞金等については、別に定める基礎・境界ソサイエティ表彰に関する内規による。

(規程の改訂)

第 6 条 本規程の改訂は、基礎・境界ソサイエティ運営委員会の承認を得るものとする。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 21 日より施行する。

## 基礎・境界ソサイエティ表彰に関する内規

(平成 13 年 3 月 22 日 制定 )

(平成 15 年 12 月 3 日一部改正)

(平成 17 年 4 月 1 日 一部改正)

(平成 19 年 9 月 11 日一部改正)

(平成 21 年 6 月 12 日一部改正)

(平成 24 年 4 月 6 日 一部改正)

(平成 24 年 12 月 6 日一部改正)

(平成 27 年 4 月 16 日一部改正)

(平成 27 年 7 月 1 日 一部改正)

(平成 28 年 9 月 12 日一部改正)

(令和 6 年 4 月 21 日一部改正)

基礎・境界ソサイエティ表彰に関する規程第 5 条に基づき、本内規を定める。

(表彰対象者)

1. 表彰対象者は次のいずれかの項目に該当するものとする。

(a) ソサイエティの活動もしくは運営委員会の運営に、多大な貢献をした個人もしくは団体

(b) 基礎・境界ソサイエティが主催または共催する国際会議もしくは国内会議において、会議運営に多大な貢献をした個人もしくは団体

(c) 研究専門委員会、サブソサイエティ、学術研究集会、論文誌編集委員会等の活動に、多大な貢献をした個人もしくは団体

(表彰者への賞金等)

2. 表彰者には、表彰状と副賞を授与するものとする。副賞として、特別功労賞には二万円、功労賞には一万円、貢献賞には懇親会招待券等を授与する。ただし、表彰者が団体である場合には、審議委員会で副賞授与の有無について審議する。

(表彰の種類)

3. 表彰の種類は、ソサイエティに対する貢献の大きさの順に、基礎・境界ソサイエティ特別功労賞 (Engineering Sciences Society: Distinguished Contribution Award)、基礎・境界ソサイエティ功労賞 (Engineering Sciences Society: Contribution Award) および基礎・境界ソサイエティ貢献賞 (Engineering Sciences Society: Service Award) の三つとする。

特別功労賞は、ソサイエティ全体への顕著な貢献を対象とする。

功労賞は、ソサイエティ全体への貢献を対象とする。

貢献賞は、ソサイエティ運営、編集活動、サブソサイエティ運営、研究専門委員会運営、基礎・境界ソサイエティが主催または共催する国際会議もしくは国内会議の運営への貢献を対象とする。

(その他)

4. 特別功労賞・功労賞は、その年度において各研究専門委員会からそれぞれ 1 件程度の推薦を目安と

する。

5. 貢献賞の条件は以下の通り。

- (5.1) 貢献賞（ソサイエティ運営）は、基礎・境界ソサイエティ運営委員会の幹事（庶務、会計、大会担当、事業担当、論文誌編集、ソサイエティ誌担当、電子広報担当）を2年以上連続して担当し退任した者。
- (5.2) 貢献賞（編集）は、1期2年を終了した編集委員で、論文誌編集委員長またはソサイエティ誌編集委員長から推薦を受けた者。
- (5.3) 貢献賞（サブソサイエティ運営）は、サブソサイエティの委員を2年以上連続して担当した者で、サブソサイエティから推薦を受けた者。ただし、サブソサイエティについて1名以内。
- (5.4) 貢献賞（研究専門委員会運営）は、研究専門委員会幹事（特別研究専門委員会および第三種研究専門委員会の幹事を含む）を2年以上連続して担当し退任した者。ただし、各研究専門委員会について1名。
- (5.5) 基礎・境界ソサイエティが主催または共催する国際会議および国内会議、第一種研究会、第二種研究会、第三種研究会、その他の会議および事業において、その運営に顕著な貢献をした個人を対象とする。原則として、各会議および事業に対して1名以内。

附則

この内規は令和6年4月21日より施行する。

附則

(5.3) および (5.4) については、審議委員会が各サブソサイエティおよび研究専門委員会に毎年問い合わせる。

【貢献賞】

種別	候補者 (人数)	任期・年限等	推薦者	備考
ソ運営	幹事 (1名/職務)	2年連続担当者の退任時	前年度会長	前年度会長へ推薦依頼し、引継運営委員会で審議する。
研専運営	幹事 (1名/研専)	2年以上連続担当者の退任時	研専委員長	特別な事情がある場合には、「幹事補佐等」も可とする。退任者のリストは事務局に依頼する。幹事退任後に「専門委員」を継続する者も可とする。
サブソ運営	委員 (1名/サブソ)	2年以上連続担当者の退任時	サブソ長	「委員(庶務担当)」「庶務幹事」など、庶務もしくは幹事相当の「委員」を通常は対象とする。
編集	編集委員 (複数名)	1期(2年)終了時に、編集委員会で決められている条件を満たす者	論文誌、ソサイエティ誌の各編集委員長	編集委員は、2期(2年×2=4年)担当することが多いため、候補者は編集委員を退任するとは限らない。

【貢献賞に関する補足事項】

● 「貢献賞」の複数受賞について

ソサイエティの幹事、サブソの幹事、研専の幹事のどれか2つを同時に担当することは、通常はありえないため、貢献賞(ソ運営)、貢献賞(サブソ運営)、貢献賞(研専運営)は、どれか1つになります。もし、研専の幹事がサブソの庶務幹事を兼任できる程度の仕事量ということであれば、その場合には、どちらか一方の申請が望ましいことになります。ただし、研専の幹事とサブソの庶務幹事で、個別の仕事量が非常に多い場合には、両方で申請することも可能ですが、そのような場合には、そのことを説明する資料を別途提出してもらう必要があります。(同時受賞の例として、令和2(2020)年度に貢献賞(ソ運営・研専運営)、貢献賞(サブソ運営・研専運営)および令和5(2023)年度に貢献賞(サブソ運営、研専運営)の受賞者がいます。)

また、どれかの幹事と、論文誌編集委員会の編集委員を同時に担当することは起こり得ます。その場合は、例えば「貢献賞(編集)」と「貢献賞(研専運営)」とを同時に受賞することは可能です。

● 同一の貢献項目(表中の「種別」)を異なる年に複数回受賞することについて

基本的に、同じ貢献項目で2度の受賞はあり得ません。例えば、貢献賞(研専運営)を異なる年であっても2度受賞することはありません。た

だし、貢献項目が異なれば、つまり貢献賞（研専運営）、貢献賞（ソ運営）、貢献賞（サブソ運営）、貢献賞（編集）を4回受賞することは可能です。また、同一の貢献項目であっても十分な貢献があった場合は、基礎・境界ソサイエティ審議委員会にて都度審議の上、複数回受賞することを認める場合もあります。（これまで、同じ貢献項目での2回の受賞例として、貢献賞(ソ運営)に関して2017・2021, 2019・2021年度で受賞した方がいます。）

国内会議や国際会議に関する貢献についても、同一の会議については1度ですが、上記と同様の取扱いになります。